

試験研究用途での代替困難物質における 生産等規制除外の恒久化 (モントリオール議定書締約国会合決定事項)

令和 3 年 3 月 3 日
経済産業省 製造産業局
化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

試験研究用途での代替困難物質における生産等規制除外の恒久化 (モントリオール議定書締約国会合決定事項)

- オゾン層破壊物質のうち、試験研究及び分析用として代替困難な物質は、2021年末（平成33年（令和3年末））までの期限付きで例外的に製造が認められていたところ、2019年11月に行われた議定書第31回締約国会合（MOP31）において、これまで試験研究及び分析用として生産が例外的に認められてきた期限を、2021年末（平成33年（令和3年末））から無期限に延長する旨の決定がなされたため、所要の措置をとる必要がある。
- 本決定を履行するため、我が国国内における担保法である、「特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（以下「オゾン法」という）」に基づく同法施行令（以下「施行令」という。）を改正する必要がある。

(モントリオール議定書第31回締約国会合（MOP31）決定文書（抜粋）)

To extend the global laboratory and analytical-use exemption indefinitely beyond 2021, without prejudice to the parties deciding to review the exemption at a future meeting

(全世界的な試験研究及び分析用途の適用除外を2021年以降無期限に延長するが、将来の会合において締約国が除外のレビューを行う可能性は排除しない。)

試験研究用途での代替困難物質における生産等規制除外の恒久化 (モントリオール議定書締約国会合決定事項)

＜特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令における現行規定＞

必要不可欠な用途に使用され、適切な代替物質が存在しないオゾン層破壊物質は、議定書上、生産等の規制の対象外とされている。これを受け、法第4条第1項第3号においては、施行令で定める特定物質を施行令で定める特定用途に用いる場合には、製造許可を要しないこととするとともに、法第13条において経済産業大臣による事前確認を求めることとしている。現行の施行令第3条は、特定物質を「臭化メチル」とし、特定用途として「貨物の輸出入に際して行う検疫」と定めている。

(法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途)

第三条 法第十三条第一項の政令で定める特定物質等は臭化メチルとし、同項の政令で定める用途は貨物の輸出入に際して行う検疫とする。

他方、試験研究及び分析に用いるクロロフルオロカーボン（以下「CFC」）等についても同様の規制除外が国際的に合意されているが、これは時限措置となっているため、現行の施行令第3条に基づく措置ではなく、現行の施行令の附則第3項において、「臭化メチル」を「CFC等及び臭化メチル」に、「貨物の輸出入に際して行われる検疫」を「CFC等については試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行われる検疫等」に読替を行うとともに、その期限を国際的に合意された期限である「平成三十三年十二月三十一日」と定めている。

附 則

(法第十三条第一項の政令で定める特定物質等及び特定用途に関する暫定措置)

3 平成三十三年十二月三十一日までの間は、第三条中「臭化メチル」とあるのは「別表第一の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一・トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブromoklorometan並びに臭化メチル」と、「同項」とあるのは「同条第一項」と、「貨物の輸出入に際して行う検疫」とあるのは「同表の一の項の中欄に掲げる特定物質、同表の三の項の中欄に掲げる特定物質、四塩化炭素、一・一・一・トリクロロエタン、同表の七の項の中欄に掲げる特定物質及びブromoklorometanについては試験研究及び分析、臭化メチルについては貨物の輸出入に際して行う検疫、大気中の臭化メチルの濃度又は物品若しくは植物に混入し、若しくは付着している臭化メチルの量の測定、当該測定に用いる計量器の校正及び試験研究（臭化メチルの毒性に関するもの、臭化メチルの使用により得られる効用と臭化メチルに代替する物質の使用により得られる効用との比較を目的として行うもの（試験研究施設の建物内において行うものに限る。）又は臭化メチルを物質の合成の実験のための試薬として使用するもの（当該臭化メチルが破壊されるものに限る。）に限る。）」とする。